

イヤです 非通 戦信



発行:2008・3/12
第9号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11
シティコープ 上町402市民共同ハウス SORA内
ファックス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

第八回 弁論

一層明らかに！靖国神社は一宗教法人などではなく、戦前と同じように国の機関そのもの

—『新編靖国神社問題資料集』から明らかになったこと・その2—
吉岡 奈保子

2008年2月12日、靖国イヤです訴訟の第八回口頭弁論が大阪地裁で行なわれました。この日は雨なので、傍聴の抽選券がいつもの広場ではなく、屋根のある玄関前で配布されました。いつもはロープで仕切られた中なら自由に歩き回れるのに、狭い中一列に並ばされて、しかもその場から動くなどのお達しでした。しかし、抽選を待つ時間はいつもよりも短縮され、傍聴を望む人々は結局10分ほどの不便を忍びました。

さて、今回はみんなが待ちに待った前回の続き、「被告国、同靖国神社の共同行為による靖国神社合祀—『新編靖国神社問題資料集』一から明らかになったこと・その2」です。裁判長は傍聴席に拍手をするな等の注意をすることもせず、さっそく本題に入りました。いつものように書面の確認をした後、いよいよ加島弁護士の陳述が始まりました。加島弁護士は落ち着いた口調で、まず、前回の「その1」の内容を三つにまとめるところからはじめました。

第一に、これまで不明だとされてきた戦前の合祀手続きが明らかになったこと。戦死者を合祀するには通常の上申でなされ、戦病死者や自殺者などは、特別の上申が必要であったこと。

第二に、戦後になっても、戦時中に合祀を担当していた旧陸軍・海軍の数百人の軍人がそのまま温存され、復員省（のち厚生省）に

入り、GHQの目を盗みながら、戦前とほぼ同じ仕組みで都道府県に合祀事務を行なわせていたこと。

第三に、1948年から5年間は、GHQの目を恐れて、都道府県が集めた資料を靖国神社に渡し、靖国神社が合祀資格の選別をしていたこと。

さて、1956年4月19日、3025号通達が出されました。この通達は、全国の都道府県に対して、3年間で靖国神社合祀を完了すべく、「法令に基づくその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社合祀事務の推進に協力する」よう指示するものでした。この3年を合祀推進年間と位置づけ、予算の裏づけをとまなう「国家プロジェクト」というにふさわしい靖国神社合祀が強力に推進されることになったのです。

3025号通達では、国（厚生省引揚援護局）と都道府県と靖国神社が、どのように合祀事務の分担をするかが細かく決められていました。靖国神社が行なうのは、合祀者の最終決定、祭神簿・霊璽簿の作成、合祀祭の執行等であって、合祀予定数の決定、具体的な合祀者の選考・祭神名票への記入、合祀通知状の遺族への交付等々は、引揚援護局や都道府県が担っていました。この三者のどの一つ欠けても合祀事務が滞るような、緊密な連携と分担がなされていたのです。事務の細部の

調整に関しては、引揚援護局がコーディネーターとなって、靖国神社と連絡しながら調整を図っていました。そしてこれらの経費は国費で負担されました。

3025号通達と同日に、当時の引揚援護局次長名で都道府県に発した文書では、「国および都道府県が神社の合祀事務を援助することになった」、そして都道府県については「合祀事務の中核たる祭神決定の事務の実質的責任が挙げてその負担となったのである」と書かれています。これは明らかに政教分離に違反していますが、その問題が明らかになるのを避けるため、この国家プロジェクトは、秘密のうちに進められ、長い間国民に知られることはありませんでした。

この合祀推進年間の間、国は毎回の合祀祭の前には、期限と人数を指定して都道府県に祭神名票を出すよう指示を発し、都道府県を叱咤激励していました。その結果、合祀者数は急増しました。

合祀を国家プロジェクトとしたこの「3025通達体制」を特徴付けるのは、国と靖国神社の緊密な連携です。この連携を構築、維持、主導するために、国から引揚援護局の担当職員が靖国神社に出向き、社務所等でたびたび打ち合わせが行なわれていました。その会合の終了後、時には職員が靖国神社から食事を振舞われていたことが後の国会で追及され、政府委員が不適切な行為であったと陳謝したこともありました。

最初の頃の打ち合せ会の主題は、合祀推進体制の役割分担でしたが、その問題が決着した後は、合祀基準の拡大について集中的に論議されました。

3025号通達においては、都道府県が選考する合祀予定者の条件は、「軍人、軍属であって、援護法又は恩給法の既裁定者」と決められていました。しかし、合祀推進年間2年目の1957年からは、その基準ではカバーしきれない人々に合祀基準を改定・拡大するための打ち合わせが頻繁に行なわれました。

それらの人々とは、たとえば、①援護法・恩給法の申請を遺族がしていない、また適格の遺族がなく請求が却下された場合の戦没者、

②軍人・軍属でない学徒動員、女子挺身隊員、沖縄・南洋の一般邦人戦闘協力者、疎開児童らの死亡者などです。

こうした人々のうち、①に関しては、国がそのつどまとめて靖国神社に名簿を送っていましたが、②に関しては、しばらく保留され、その間、国が資料を持っていましたが、それを靖国神社に渡すことをしませんでした。つまり、誰をいつ合祀するかは、国が中心となって決めていたのです。

新資料集には、戦犯の合祀について長年にわたって何度もくり返し協議した打合会の記録が収録されています。その記録を分析すれば、戦犯の合祀を主導したのが誰だったのかは、自ずと明らかになってきます。

戦犯として処刑された人々の合祀は国にとっても靖国神社にとっても難しい問題でした。「従前の合祀基準」で処理することはできません。(なぜなら、敗戦まではそのような人々は存在しなかったからです。)靖国神社にとって、国際法上戦争犯罪人として処刑された者(とりわけ戦争を指導したA級戦犯)を、合祀すべきかどうかということは、教義上、根本問題のはずです。

しかしながら、新資料集では、靖国神社がこの問題を真剣に検討したようすはうかがえません。国の主導のもとに進められていくことを靖国神社は受け入れていったのです。

1958年の打合会では、国(援護局)側から、「B級以下で個別審議して差し支えない程度で、しかも目立たないように合祀にいはれては如何。神社側として研究してほしい。」と申し入れました。これに対して、神社側は「総代会に相談してみる。その上で更に打合会を開きたい」と応じました。

そして、1959年春、国から送付された祭神名票に基づいて、靖国神社ははじめてBC級戦犯の合祀を行ないました。この時期国は、「取り扱い注意」の印を押した「事務連絡」で、都道府県担当者に次のような指図を行ないました。それは、靖国神社は合祀者に戦犯が含まれていることを「公表せず」にしているので、「この点貴課長におかれても十分お含み置きくださるようお願いいたします」というものです。そして、「戦争犯罪人までも合祀された」と「誤解」されないよう、刑死

者も合祀されるというように合祀基準が変更されたわけではなく、あくまでも「国事に倒れた者」として、合祀が行なわれるのだと説明しています。

1966年にBC級戦犯（その中には植民地出身者の戦犯も含まれていた）の合祀は終了し、残るはA級戦犯だけとなりました。1969年の「合祀に関する検討会」ではA級戦犯は「合祀可」との確認がなされましたが、再度「諸状勢を勘案留保」ということになりました。この時は国会内外で靖国神社国家護持法案を巡る攻防が激しさを増していた時期でした。靖国神社の総代会では、A級戦犯だけ合祀しないのは、「外国の手によってなされた一方的な極東軍事裁判に屈する」という意見が出ましたが、合祀時期は国民感情を考慮して決めるということで了解され、宮司預かりになりました。

1975年に国家護持法案の可能性がなくなり、法案を巡る攻防は終結しました。その後、1978年に筑波宮司が死去した後、松平宮司が就任し、総代会の了承を取り付け、A級戦犯を合祀したのです。

以上の検討により、3025号通達による靖国神社合祀推進体制の性格は次のようなものであることが明らかになりました。

- ①国からの働きかけで構築された体制であること
- ②国と靖国神社の役割分担を、国が主導して決めていたこと
- ③合祀基準もその拡大も国が主導して決めていたこと
- ④合祀推進年間中は、国と都道府県が行なった合祀事務に、国家予算がつけられていたこと。
- ⑤国が戦犯合祀を持ちかけ、通常の役割分担とは別に、（都道府県にはタッチさせずに）引揚援護局が直接戦犯の「氏名等」の情報を靖国神社に提供したこと

家族全員がクリスチャンであり、戦死でも外地での戦病死でもなかった西山俊彦さんのお父さんが、なぜ靖国神社に合祀されたのかといえば、お母さんが援護法の適用を申請し、

遺族年金が支給されることになったからなのです。国は、西山さんのお父さんに援護法が適用されたということをもって、その「氏名等」合祀に必要なすべての情報を靖国神社に提供したのです。

こうしたことからして、合祀は靖国神社の単独行為ではなく、国との共同行為であって、国の主導的・積極的関与なしには、靖国神社は原告ら親族の承諾もなく原告らにつながる戦没者を合祀することはまったく不可能だったと、加島弁護士は結論づけました。

陳述が終わった時、傍聴席は静かでした。拍手も野次もありませんでした。ただひたすら事実の重みがある場を支配していました。

裁判長は、被告側弁護士らに、何か言いたいことがないかどうか尋ねましたが、国側弁護士が「もう少し内容を検討させていただきたい」、靖国側弁護士が「同様です」と述べてただけでした。

加島弁護士が述べたことは、『新編靖国問題資料集』という、国と靖国神社側自身による記録に基づいていることばかりです。したがって事実としては争いようがありません。加島弁護士は、「明らかに争わないのであれば、裁判長が認めてほしい」と述べました。

普通ならここで終わるのですが、加島弁護士は被告側にさらに追い打ちをかけました。

「もし何もおっしゃられないというのであれば、原告の方ではポイントを絞って釈明を求めるといってもあるかもしれません」と述べたのです。

相手が何も反論してこなければ、それでよかったと考えるのが普通です。しかし、加島弁護士はあえて相手側の反論を待ち望み、それがなければこちらから問いただすとまで言ったのです。よほどの自信がなければこんなことはできません。私ははっきり言って、法廷でこのような痛快な場面を見たのは初めてでした。

今回は午後の報告集会がなく、裁判所の脇

で短い説明がなされただけでした。

その時、加島弁護士は、今回明らかにしたことがどれほど大きな意味を持つのかを強調しました。

数年前に東京で行われた合祀取り消し訴訟は、国を相手取って合祀の取り消しを求めるといったものでした。しかしながら、合祀は靖国神社が行ったものであり、国はただ単に靖国神社からの照会に答えて行政サービスをおこなったにすぎないとして、原告の訴えは認められませんでした。その時はまだ原告側の訴えを補強する証拠がなかったので反論のしようがなかったのです。

しかしながら、この新資料集は東京の訴訟の判決をことごとく否定する事実を明らかにしています。全部国が主導して靖国神社にやらせていたのです。旧来の靖国合祀の担当者が戦後も居座って、自分たちの使命として合祀を推進したのです。こうしてみると、靖国神社は一宗教法人などではなく、戦前と同じように国の機関そのものです。そこで信教の自由を主張できるのでしょうか。

東京の訴訟の時には発表されていなかった新資料集によって、このような合祀の内実がはじめて明らかにされた今、裁判の行方に新展開があることはおおいに期待していいのではないのでしょうか。

次回からは、遺族の内心が合祀によっていかに傷つけられたか、という問題に入っていきます。これまでの政教分離違憲訴訟では、判決の中に違憲という内容が盛り込まれたことはあっても、当事者の精神的被害に関しては、ことごとく法的に保護・回復されるべき権利としては認められてきませんでした。今回の裁判ではなんとしてもそこを突破したいところです。

一層の支援の強化が必要になっています。傍聴席を原告側の支援者で埋め尽くしてやりましょう。



次回第9回弁論予定

2008年

4月15日(火) 午前11時開廷

傍聴抽選 午前10時までに大阪地裁
正面玄関前集合

内 容： 弁護士による被告らの反論及び
準備書面陳述（合祀とはなにか、
靖国合祀はなぜ原告たちの権利
侵害になるのか）

弁論かみ砕き・学習集会

時 間： 午後1時～

場 所： エル大阪南館会議室

会場カンパ 500円

内 容： ①本日の裁判かみ砕き報告
②ミニ講演

「沖縄合祀取消裁判の提訴(3/19)
とその意義」

講 師： 丹羽雅雄弁護士

次回第10回弁論予定

2008年

6月10日(火)

午前11時～5時頃まで

傍聴抽選 午前10時までに大阪地裁
正面玄関前集合

第10回は原告本人尋問
になります。長時間にな
り、傍聴者が集まりにく
いかもしれません、時間
のある方だけでなく、一
日休暇をとってぜひ参集
ください。



5時まで

だよ～ん!

内 容： 原告本人尋問(全原告の予定)

裁判終了後は交流会

長時間に及ぶ弁論で、原告、弁護士、傍聴者とも「あーつかれた!」となりそうですね。遠方から駆けつける原告も一同に会するせっかくの機会ですので、報告集会を取りやめ、少し緊張をほぐし、食事も兼ねて交流会のみとします。場所は未定

★ 6/10 裁判については追って詳細お知らせします

生きている時間を共にすることの無かった叔父を想いながら
傍聴記

父は死ぬまでずっと古ぼけた黒い箸を使っていた。幼い頃、私が「お父さんも新しいお箸を買ったらいいのに」と言うと、父は「これはお前の叔父さんが使っていた箸なんだよ」とだけ言った。

田舎の家の庭の隅に墓があって、そのうちの一つが長い四角柱のようになっていて先が尖っている。戦死者のものだ。横面には昭和17年、前頭部に軽機関銃による貫通射撃を受けて戦死したこと、中国の東北部の地名が刻まれている。

叔父と100メートル走のライバルであったと言う方が、ハーモニカと口笛が上手かったと話していた。日本が戦争をしなかつたら、写真では父とよく似たこの叔父に会うこともできたのにと思ったりした。

のち、日本の戦争責任、戦後責任について考え始めたころ、私は人前でこの叔父のことを取り上げて、「中国で沢山人を殺すよりは、先に殺された方が良かったと思う」と言って同僚の饗蹙を買ったことがある。

アジアへの侵略にかりたてられて行き、頭蓋骨が砕け散って倒れ伏した叔父の向こうに何千万人の中国人の死者が見える。この叔父が靖国に祀られている。確かめたことは無いが。

日本は一貫して戦争責任、戦後責任を回避し続けてきた。アジアを中心とする多くの国の人々から訴えられているが、厚顔な逃げ切りの判決ばかりである。戦争責任に時効などあり得ないのに時効とか国家無答責の文字が判決文に含まれてくる。敗戦によっても真に反省し得なかつたツケは歴史の中で膨れあがってくると思うと本当に恐ろしい。

その一つに靖国神社がある。敗戦の中できちんと吟味されることなく強力に生き延びてきている。日本国民に戦争責任を考えさせないようにするどころか戦争を賛美するのに大きな力を持つ神社だ。

2月12日、加島弁護士の静かできっぱりした声が法廷を占めた。戦後、靖国を一宗教

法人としながら国が秘密裏に、継続して、綿密に強力に靖国神社をバックアップし、リードしてきたかが示された。政教分離、信教の自由はおろか、憲法など存在しないかのような政府の行為は明白だ。病んだ歴史の急所にメスが的確に入れられていくように思われた。

原告の方々、弁護士の先生方の姿にいつも心をうたれます。そして、のそのそ生きている自分に、もう少しできることをしなければと言いつけさせるエネルギーを頂いています。生きている時間を共にすることの無かった叔父とも、もっと話し込みたいと思います。

大村 淳



《1月》

◆粘り強い活動に敬意を表します。今年もよろしくお願ひします。裁判に勝利しましょう (泉佐野 W.S)

◆粘り強く頑張りましょう! (新潟 I.S)

◆竹内浩三さんの筑波日記が大好きです。浩三さんのお姉さんも浩三は靖国にはいませんと、言ってられました (京都 A.S)

◆寒いですね (大阪 I.Y)

◆頑張らないけど、あきらめない (埼玉 T.T.I)

◆いつもお世話かけます。松岡勲さんの弁論を傍聴しながら、私も戦死した父方の叔父、母方の叔父たちのことに思いを馳せました。青年のまま、又、幼い子を残したまま、そして遺骨も還ることなく亡くなってしまった彼らの無念を思いました。幼いときからそのことを父母から聞かされ続けてきた私自身靖国問題に関することで、父母叔父たちの無念の思いを晴らし、今戦争への道へと走ろうとすることをくい止めたい思ひです (枚方 O.G.K)

◆会費が未納のままだったと思ひます。少額で申し訳ないですが使ってください

(愛知 I.U)

◆今、改めて「天皇の軍隊」(朝日文庫 1991

年本多勝一、他)を読んでいますとこれは決して“過去の歴史”ではなく、今も官僚、政治家、資本家、大金持ちにも連綿として、しかも生生として再生産されていることに気づきます。その象徴こそが「靖国」だからです。さあ皆さん〈若い人達〉も読みましょう(京都 U.K)

◆靖国と九条改憲の関連性から、社会に訴える方策も必要と思えます。運動と理解の広がり(秋田 Y.M)

◆「ころさない・ころされない・ころさせない」は人が人らしく生きる原則と思えます。しかし自分が生まれる前からある制度や習慣は「あたりまえ」のものと考えがちです。「国に軍隊は必要、正しい戦争で人を殺すことはやむをえない、日本国は天地開 以来の神を祖先として天皇を中心に営まれてきた、、、」菱木某さんが『「生きて償う」井上嘉浩さんを死刑から守る会』の第3号通信に「不殺生戒」について記されてましたーやっぱりそうですよね。カンパ送ります(大阪市 M.T)

◆少しですみません。ありがとうございます(京都 N.G)

◆訴訟に協力の気持ちとして、カンパします(千葉 O.K)

《2月》

◆「靖国」裁判「負けられない！」が私の元気の源。細く長〜く闘います(大阪市 T.I)

◆少しで申し訳ないですが(松原 U.K)

◆信教の自由は民主主義の根本です。誰にも左右されません、ましてや国がそれをする権利は在りません(あきる野市 M.M)

◆古川さんに励まされています。孤立をおそれず自らの志を貫くことを導かれています。みなさまのご健闘のみ祈ります。誠にささやかな一灯です(箕面 A.H)

◆反靖国の歩みを共に！単に憲法を守るのではなく守らせる闘いこそ、反改憲運動の内実ある成功につながります。微力ながら応援します(柏原市 Y.A.G)

◆いつも通信をお送りくださりありがとうございます。会費未納が続いていると思います。もし余ったらカンパに回してください

(滋賀 O.K)

【事務局より】06年5月に入金ありました。08、07年分とカンパとして頂きます。あ

りがとうございました。

◆がんばってください(福岡 O.T)

◆長いたたかいです、みなさんお元気で！！
(箕面 K.L)

◆何もできず申し訳ありません。(文字どおり)陰ながら応援しています(八尾市 H.K)

◆いつもニュースをお送りくださり、ありがとうございます。裁判と傍聴したあとの学習会、とても有意義です。そこで原告の方々のひとことも印象に残ります(箕面 K.S)

◆川柳・新格言「米兵見たら逃げるべし」

・血税のたかり道路の59兆・長いものに巻かれて基地はなくならず・自民党の主食は米より道路かな(河内長野 K.E)

◆趣旨に賛同します(神奈川 K.Y)

◆少しですいません。応援しています。関西へ行ったら、傍聴したいと思えます

(神奈川 S.Y)

◆ご苦勞様です。何も出来ないのを心苦しく思っています。頑張ってください(金沢 Y.A)

◆少ないですが、カンパ送ります(静岡 Y.H)

◆本訴訟団に入会し会費・カンパ送ります
(千葉 M.K)

◆古川さんに宜しく(東京 O.M)

◆がんばってください。核心をつく訴訟だと思えます(西東京 W.A)



事務局より

★とぎれることなく新しい会員も増え、この訴訟の裾野の広いことを実感し、力強いです。★「ころさない・ころされない・ころさせない」と言うあたりまえの声が一層広がっていくことを念じてやみません。

★同封のリーフレット、あなたから次の手に、広げてください！

★郵便での振り込みには領収証の発行を省略させて頂いております。領収証の必要な方は通信欄にて請求ください。